

令和3年6月30日

各町内会・自治会長 様

広島市長 松井一實
(環境局業務部業務第一課)

資源ごみの持ち去り行為の禁止について（お知らせ）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。平素から、本市環境行政に対し、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、本年10月1日から、「広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を改正し、一般廃棄物の適正な処理及び市民の生活環境の保全を図ることを目的として、資源物（広島市が回収する資源ごみ）の持ち去り行為を禁止することとしています。

資源ごみの持ち去り行為を防ぐために、ごみ置き場には持ち去り行為を防止するための看板を設置するなど、持ち去り行為が行われにくい環境の整備が有効です。

市では、持ち去り防止看板を作成し、環境局業務第一課、各環境事業所、各区役所区政調整課、各出張所の窓口にて、設置を希望されるごみ置き場を管理している方又は管理を委託されている方にお渡しします。詳細については、別添のチラシを御参照ください。

なお、持ち去り防止看板の交付については、7月1日の「ひろしま市民と市政」において広報する予定です。

【御礼】

本年2月に依頼しました、「町内会等における資源物の集団回収の実施状況に関するアンケート調査」の結果がまとまりましたので調査結果を併せてご報告（裏面掲載）します。

御協力ありがとうございました。また、引き続き集団回収の推進を御願います。

【問合せ先】

広島市環境局業務部業務第一課指導係
〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34
担 当：広津、荒井
TEL 082(504)2220 FAX 082(504)2229
E-mail: gyomul@city.hiroshima.lg.jp

裏面を御覧ください。

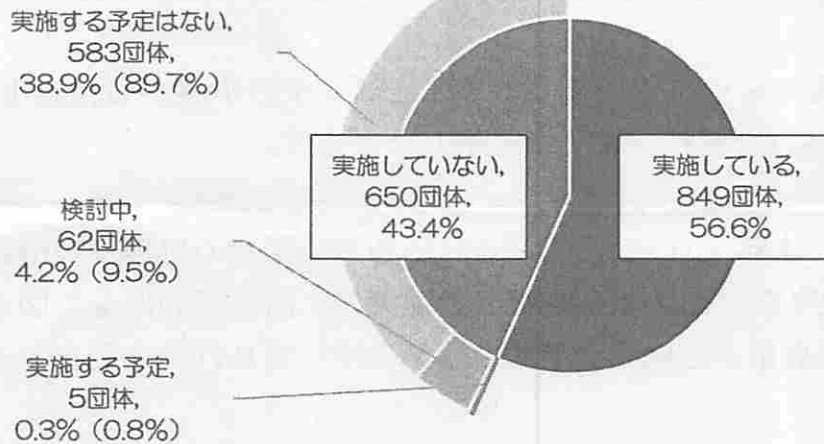
集団回収の実施状況に係るアンケート結果について

1 アンケートの実施概要

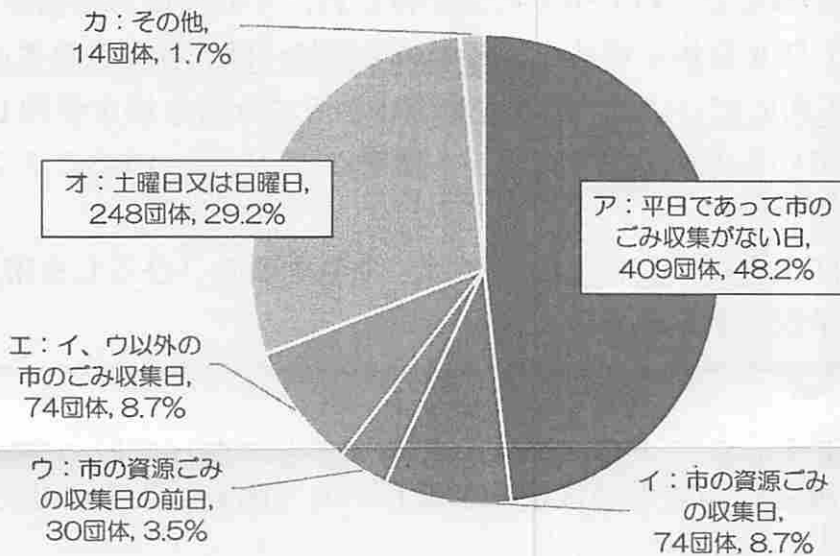
- (1) 対 象 市内すべての町内会・自治会（1,942団体、令和2年11月1日現在）
- (2) 調査期間 令和3年2月1日～令和3年5月20日
- (3) 回答状況 1,499団体（回答率77.2%）

2 集計結果

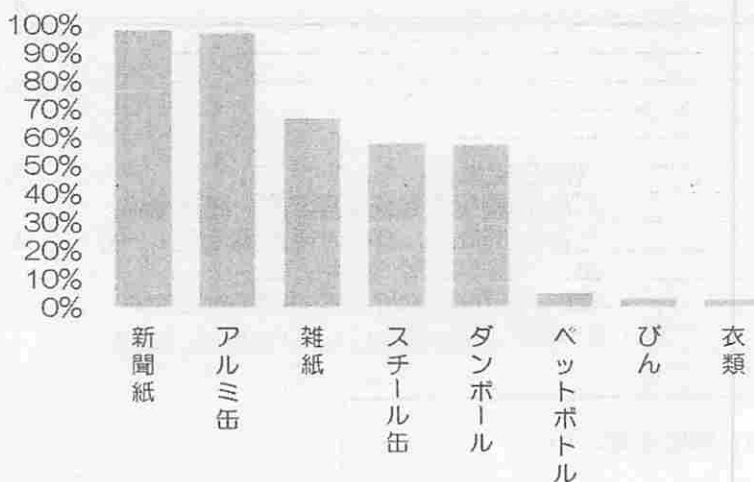
(1) 集団回収の実施・非実施等の状況



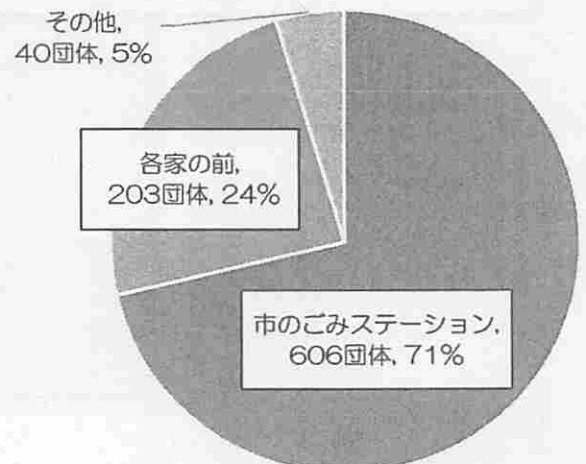
(2) 収集日



(3) 資源物ごとの実施



(4) 収集場所



令和3年10月1日から、資源物（広島市が回収する資源ごみ）の持ち去り行為は条例で禁止されます

広島市では、平成18年4月に「広島市資源ごみの持ち去り行為に対する指導要綱」を定め、持ち去り行為者に対する指導を行ってきましたが、依然として持ち去り行為は後を絶たず、近年では持ち去り行為を注意した市民が行為者とトラブルになるなどにより、持ち去り行為に対する条例での規制を求める声が高まってきました。

このため、令和3年10月1日から、「広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」により、一般廃棄物の適正な処理及び市民の生活環境の保全を図ることを目的として、資源物（広島市が回収する資源ごみ）の持ち去り行為を禁止することとし、規制を強化します。

具体的には、市は持ち去り行為を確認した場合に、持ち去り行為者に対して注意・指導を行います。その後も持ち去りを繰り返す行為者に対しては禁止命令を行います。

それでも従わない持ち去り行為者に対しては、刑事告発を行います。（罰則：20万円以下の罰金）



対象となる資源物

広島市が収集する家庭ごみのうちの資源ごみ（紙類、金属類、布類、ガラス類）

家庭ごみの排出場所から資源ごみを収集運搬できる者

広島市と広島市から収集運搬業務を委託された業者

※上記以外の者は持ち去り行為者と見なされます。

町内会等が集団回収を実施する場合であっても、市の資源ごみの日と同じ日に、同じ場所で集団回収業者が収集することは持ち去り行為とみなされます。

こうした誤解を招かないようにするため、町内会等が実施する集団回収の日は、市の資源ごみの収集日とは別の日としてください。

広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

（資源物の収集及び運搬の禁止等）

第8条の2 市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、一般廃棄物処理実施計画で定めるところにより収集される一般廃棄物であつて再生利用の目的となるもののうち市長が定めるもの（以下「資源物」という。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者が前項の規定に違反して資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

（罰則）

第24条 第8条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

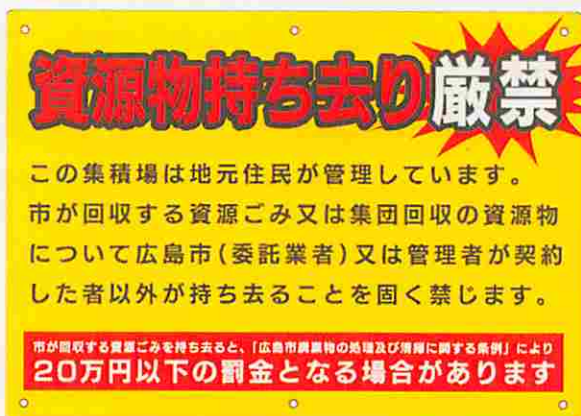
広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（抜粋）

（収集及び運搬の禁止の対象となる一般廃棄物）

第4条の3 条例第8条の2第1項に規定する市長が定める一般廃棄物は、第2条第6号に掲げる資源ごみとする。

資源物持ち去り防止看板

資源ごみの持ち去り行為を防ぐため、ごみ置き場には持ち去り行為を防止するための看板を設置するなど、持ち去り行為が行われにくい環境の整備が有効です。



持ち去り防止看板（A4 サイズ）について

市が作成する持ち去り防止看板は、環境局業務第一課、各環境事業所、各区役所区政調整課、各出張所の窓口にて、設置を希望されるごみ置き場を管理している方又は管理を委託されている方にお渡しします。
※集団回収の持ち去り防止にも使用できます。
※看板の設置にあたっては、転倒防止の安全対策や設置場所の所有者の同意などが必要となります。

町内会等が資源物回収業者と契約を交わして実施する集団回収において、その資源物を持ち去る行為は、条例の対象とはなりませんが、民間の有償契約を阻害する行為として、刑罰の対象となる場合があります。

この看板は、ごみ置き場を管理されている方にお渡しするものです。看板を設置する際には、次のことに注意してください。

（看板の設置の注意事項）

- ・風などで飛ばされないようにしっかりと固定してください。
- ・自らが管理されているごみボックスや収集枠、ネットなどに取り付けられる場合には、特段の許可は不要ですが、他人の財産に設置する場合には、事前に所有者等の承諾が必要となります。
- ・私有財産（民家の塀、壁、フェンス等）に取り付けられる場合には、所有者の承諾を得てください。
- ・賃貸物件の場合は、管理会社またはオーナーの承諾を得てください。
- ・公の財産に設置する場合は、財産の管理者に許可申請を行い、許可を受けた後に設置してください。

（設置するのに公共施設等管理者に届出及び許可等が必要な場所等）

公共施設等管理者に届出及び許可等の申請をする場合、状況により認められない場合がありますので、事前に各施設管理者と協議してください。

なお、当該看板は、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示・設置するものに該当するため「広島市屋外広告物条例」の適用除外となり、屋外広告物の許可申請については不要です。

道 路 区 域 …… ガードレールやフェンス等への設置は認められません。

公 園 …… 各区維持管理課

ちびっこ広場 …… 各区地域起こし推進課等

集 会 所 …… 各区地域起こし推進課等

防 火 水 槽 …… 消防局施設課

市 営 住 宅 …… 各区建築課

市立学校、市立保育園、図書館、公会堂、公民館など …… 各施設管理者

※ 公共用地の占用許可等は、民有地の使用が困難な場合となります。

※ 資源ごみの収集日にだけ、一時的に利用する場合には、特段の届出や申請は不要です。